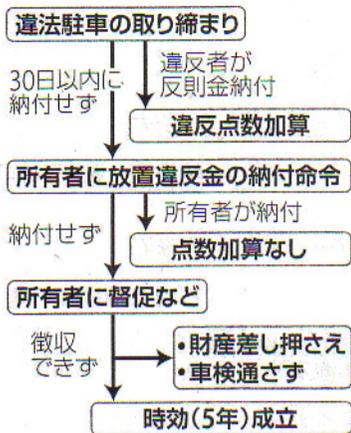


車放置違反金逃げ得横行

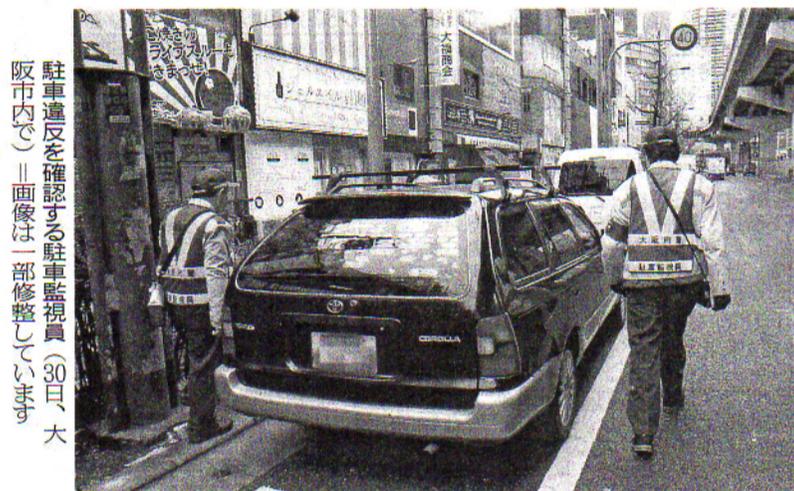
違法駐車 所有者から徴収

◆駐車違反取り締まりの流れ



駐車違反をした車両の所有者に科される放置違反金を支払わず、請求時効(5年)の成立によって納付を免れる「逃げ得」が横行している。制度の導入から今年で10年となるが、時効で徴収できなかった累積額は55億円以上。人員も限られている中で警察の徴収の体制も容易に整わないが、それでも「このままでは不公平感が蔓延しかねない」として、あの手この手で取り立ての強化を進めている。

導入10年 55億円時効に



駐車違反を確認する駐車監視員(30日、大阪市内)。画像は一部修整しています

2006年6月に始まった放置違反金制度では、違反ドライバーの3割が反則金を納めていなかった当時の状況を踏まえ、車両の所有者に確実に支払わせることで、違反の抑止と徴収率向上を目指した。

ところが、制度のスタート直後から、「金がない」などとして所有者が徴収に

応じないケースが続出。地方自治法では、5年以内に徴収しない場合は時効となるため、警察庁は、制度導入から5年を前にした11年2月、戸別訪問などで徴収を徹底するように、全国の警察に指示した。

だが、その後も状況は好転せず、警察庁のまとめでは、時効で徴収不能となった累積額は12年3月末で約7億9400万円に。翌13年3月末は約26億円、15年3月末では約55億円と雪だるま式に増え続けている。

こうした状況に陥った一因として指摘されているのは、制度導入時の警察側の体制不備だ。全国ワースト5位の滞納額を抱える兵庫

が、その後も状況は好転せず、警察庁のまとめでは、時効で徴収不能となった累積額は12年3月末で約7億9400万円に。翌13年3月末は約26億円、15年3月末では約55億円と雪だるま式に増え続けている。

放置違反金 違反者が30日以内に反則金(普通車で最大2万円)を納めない場合、車検証上の「使用者(所有者)に対し、適正な管理を怠った」として科される。反則金と同額だが、違反点数の加算(行政罰)はない。不払いの罰則もないが、納付するまで違反車両の車検は通らないなど、一定の不利益が生じる。2014年度の納付総額は約17.5億円。

専従班 自宅張り込み 生命保険 差し押さえ

警察 対策強化

各地の警察も、本格的な対策に乗り出している。兵庫警察は、警察庁の指示に先駆けて10年2月、犯罪捜査の手法も駆使する「機動徴収班」(約10人)を設置。班員を県税務課に派遣し、回収のノウハウも学ばせている。

2年間に計70回の駐車違反をしたとして、放置違反金計約100万円を科せられながら、督促を無視したり、居留

守を繰り返したりした会社員の男(30歳代)のケースでは、自宅周辺での張り込みや聞き込みを実施。勤務先を割り出し、給与の差し押さえに乗り出した。この結果、男は自ら

愛知県警も名古屋国税局OBを嘱託職員として採用し、

滞納者の生命保険に着目したのは京都府警。差し押さえられると掛け金が無駄になる可能性があるため、滞納する側が観念して支払いに応じるケースが多いという。また12年には、車を差し押さえてインターネットオークションに出品、約5万円の回収に成功した。

警察庁によると、滞納者に対する財産差し押さえは14年で計約1万7000件に上った。違法駐車摘発件数は、制度導入後の07年が296万件だったのに対し、14年には149万件まで減少しており、兵庫警察の幹部は「不公平感が広まれば、せっかく効果が出ている制度にも影響しかねない。徴収や制度の周知にさらに力を注ぐ」と話している。

制度にほころび

放置違反金制度に詳しい高山俊吉弁護士(東京弁護士会)の話「徴収不能の累計額がここまで増えたのは、制度に何らかのほころびがあるからだ。民間に徴収業務を委託するなど新たな対策を検討するのはもちろん、制度導入以降の10年間に浮かび上がった問題点を、改めて整理していく必要がある」